

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年2月8日(2007.2.8)

【公開番号】特開2005-198981(P2005-198981A)

【公開日】平成17年7月28日(2005.7.28)

【年通号数】公開・登録公報2005-029

【出願番号】特願2004-11009(P2004-11009)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/06 (2006.01)

A 6 1 B 1/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/06 B

A 6 1 B 1/00 3 0 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月18日(2006.12.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

しかしながら、現状の医療においては、たとえば高温度と圧力を加えた加圧水蒸気を生成し、この水蒸気によって、内視鏡装置を蒸気滅菌(オートクレーブ滅菌)してから、被検者に対して使用する状況が生じる場合がある。このオートクレーブ滅菌では、たとえば135に加熱され、かつ2.2気圧に加圧された加圧水蒸気で、内視鏡装置を20分間加熱して滅菌するので、この20分間の加熱の間に加圧水蒸気による熱がバッテリ収容ケースを介してバッテリに伝わり、電池に悪影響を与えて電池の性能を劣化させる場合がある。